堺市健康福祉局障害福祉部

障害支援課

堺市子ども青少年局子育て支援部

幼保支援課

「あい・さかい・サポートリーダー配置施設認定証」の取り扱いについて

記

1. できるだけ、施設利用者が見える場所に掲示してください。
2. あい・さかい・サポートリーダー認定者が異動や転勤、退職などにより、在籍しなくなった場合には、掲示しないようにしてください。また、その旨を市の担当課に連絡してください。
3. 異動や転勤、新規採用などにより、施設等にあい・さかい・サポートリーダー認定者が新たに勤務することになった場合は、新しい施設名で認定証を再発行いたします。

再発行を希望される場合、「再発行願」に個人の「あい・さかい・サポートリーダー認定証」の写しを添付し、担当課に請求してください。様式は市ホームページに掲載しています。

1. ３の場合を除き、施設認定証の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

＜担当・問合せ先＞

認定こども園・保育所・幼稚園など就学前施設

　　　　⇒幼保支援課　　電話２２８－０２８３

それ以外の施設・機関等

　　　　⇒障害支援課　　電話２２８－７４１１